

意見案第8号

北方領土問題の解決促進を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後75年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も85歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

また、元島民の方々をはじめ全ての道民は、日ロ両首脳による領土問題解決に向けた今後の外交交渉の一層の加速と具体的な進展を強く願っている。

そのような中、9月29日の日ロ首脳電話会談では、平和条約交渉を継続する方針で一致したものの、具体的な進展は見られず、道民はもとより元島民や返還要求運動関係者をはじめとした、国民の切なる願いが実現に至っていない。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画されていた令和2年度の北方四島交流、北方墓参及び自由訪問の全ての事業が実施されなかったことは極めて残念である。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、北方領土問題の早期解決に向けた交渉が後退することのないよう、国内世論の喚起や北方領土教育の充実をはじめ、青少年対策の強化など、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。
- 3 令和3年度の北方四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業を確実に実施できるよう、感染症対策を含め必要な取組を行うとともに、元島民の方々のための人道的措置として、航空機墓参の恒常化をはじめ、さらなる改善策を取ること。
- 4 北方四島における共同経済活動に関する協議に当たっては、我が国の法的立場を遵守しながら、領土問題の解決を通じた平和条約の締結につなげること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

各通

北海道議会議長 村田 憲 俊